

(電子メール施行)
住 第 1880号
令和5年3月9日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長

長期優良住宅の普及の促進等に関する法律第6条第1項第4号の規定に基づく災害配慮基準の見直しについて（周知）

このことについて、別紙のとおり「兵庫県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」の改正を行いましたので周知します。(令和5年4月1日施行予定。) つきましては、当該改正に係る別添の周知用チラシを活用し、貴団体の会員に広くご周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先
住宅政策課 末盛
TEL : (078)-341-7711 (内線)4639

現行	改正後
<p>(認定基準)</p> <p>第2条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることについての基準は、次の各号に掲げる区域外であることとし、区域内にあるものは原則として認定しない。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合はこの限りでない。</p> <p><u>(1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</u></p> <p><u>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p><u>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>(4) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域（災害危険区域に関する条例（昭和46年条例第62号）第7条の規定により、知事の許可を受けたものは除く。）</u></p>	<p>(認定基準)</p> <p>第2条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることについての基準は、次の各号に掲げる区域外であることとし、区域内にあるものは原則として認定しない。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合はこの限りでない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)</u> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p> <p><u>(2)</u> 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域（災害危険区域に関する条例（昭和46年条例第62号）第7条の規定により、知事の許可を受けたものは除く。）</p>



災害配慮基準を改正します！

令和5年4月1日
施行

兵庫県所管区域※1では、「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮（災害配慮基準）」について、以下のとおり改正します。

※1 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市については、各市役所にお問い合わせください。

<災害配慮基準>

認定申請対象の住宅が以下の区域内にある場合は、認定を行うことができません。

【改正前(令和5年3月31日まで)】

- ・ **地すべり防止区域**
(地すべり等防止法第3条第1項)
- ・ **急傾斜地崩壊危険区域**
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
- ・ **土砂災害特別警戒区域**
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)
- ・ **災害危険区域※2**
(建築基準法第39条第1項)
※2 ただし、災害危険区域に関する条例第7条の許可を受けた場合を除く

〔改正理由〕
地すべりや急傾斜地の崩壊の危険性について、土砂災害特別警戒区域の指定の有無により判断することとしたため

【改正後(令和5年4月1日以降)】

- ・ **土砂災害特別警戒区域**
- ・ **災害危険区域※2**

問合せ窓口

担当区域	土砂災害特別警戒区域に関する 問合せ窓口		長期優良住宅認定等申請 及び 災害危険区域に関する問合せ窓口	
猪名川町	宝塚土木事務所 管理第2課	0797-83-3183	宝塚土木事務所 まちづくり建築課	0797-61-4016
稲美町・播磨町	指定区域なし		加古川土木事務所 まちづくり建築課	079-421-9402
西脇市・三木市・小野市 加西市・加東市・多可町	加東土木事務所管理課	0795-42-9389	加東土木事務所 まちづくり建築課	0795-42-9406
市川町・福崎町・神河町	姫路土木事務所管理第2課	079-281-9460	姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	079-281-9313
相生市・赤穂市・上郡町 佐用町	光都土木事務所管理課	0791-58-2235		
宍粟市・たつの市・太子町	龍野土木事務所管理課	0791-63-5207	豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	0796-26-3756
豊岡市	豊岡土木事務所管理課	0796-26-3742		
香美町・新温泉町	新温泉土木事務所管理課	0796-82-5681	丹波土木事務所 まちづくり建築課	0795-73-3860
養父市・朝来市	養父土木事務所管理課	079-662-2173		
丹波篠山市・丹波市	丹波土木事務所管理課	0795-73-3835	洲本土木事務所 まちづくり建築課	0799-26-3213
洲本市・南あわじ市 淡路市	洲本土木事務所 管理第2課	0799-26-3229		

関連ホームページはこちらのQRコードから確認できます。



兵庫県HP
長期優良住宅



土木事務所管理課一覧



兵庫県CGハザードマップ
(土砂災害特別警戒区域)



災害危険区域について

制度全般に関する問合せ窓口：兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 078-362-3581